

◆ウイルス性肝炎対策の推進を求める意見書

現在、B型肝炎やC型肝炎などのウイルス性肝炎に感染している患者の数は、我が国におよそ三百万人以上存在すると言われている。

ウイルス性肝炎は、B型、C型ともにウイルスに汚染された血液を介して感染し、その経路は、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換等の不衛生な医療行為によって引き起こされたものが大半である。

B型肝炎については、集団予防接種により感染した患者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が本年6月16日に言い渡され、昭和26年以降のウイルス性肝炎対策についての国の行政責任が確定した。

ウイルス性肝炎は、本人が感染を自覚しない場合も多く、時間の経過とともに慢性肝炎から肝硬変や肝がんに進行する危険性のある深刻な病気である。

現在、国においては、ウイルス検査体制の整備を図るなどの対策に取り組んでいるものの、更なる取組が必要であり、特に感染を自覚していない患者の早期発見と早期治療ができる体制の整備を早急にする必要がある。

よって、国においては、ウイルス性肝炎対策を恒久的に推進するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

一 ウイルス性肝炎の治療体制の整備や治療費軽減の実現を図ること。

二 ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療を実現するための検査体制を整備すること。

三 ウイルス性肝炎の正しい知識を一層啓蒙・啓発するとともに、ウイルス性肝炎に関する差別・偏見をなくすための施策を実施すること。特に、就学・就職差別をなくすよう具体的な施策を実現すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月12日

宮城県議会議長 相 沢 光

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官